

## 扶養控除

扶養しているかたの年齢等により、控除金額が適用されます。

区分	扶養する親族等の年齢	控除金額（1人につき）
一般扶養親族	16歳～19歳未満及び 23歳～69歳	330,000円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満	450,000円
老人扶養親族	70歳以上	380,000円
同居老親等 扶養親族	70歳以上	450,000円
年少扶養	16歳未満	平成24年度から、年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されました。

\*同居老親等とは、年齢が70歳以上の老人扶養親族のうち、納税義務者やその配偶者の直系尊属で同居を常としているかたのことです。

\*平成24年度より、扶養親族が特別障害者であり、同居している場合は「障害者控除」の控除額に23万円加算されることになりました。